

「ホワイトニングコーディネーター」[®]の商標登録が

完了しました。

日本歯科審美学会では「ホワイトニングコーディネーター」[®]の商標登録を申請していましたが、2024年5月16日付で商標原簿に登録された旨、特許庁より文書を拝領しました。

これにより、「ホワイトニングコーディネーター」[®]としての知識の教授、セミナーの企画運営、資格の認定・付与、出版物の制作、インターネットによる映像提供、ビデオ等の制作、情報提供等は一般社団法人日本歯科審美学会が認定した「ホワイトニングコーディネーター」[®]にしか使用が認められなくなります。

各位におかれましては予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月10日
一般社団法人 日本歯科審美学会
理事長 山本 一世